

議案第14号

長与町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和3年3月2日

長与町長 吉田 慎一

提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）の施行に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準について所要の改正を行うもの。

長与町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

長与町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（虐待の防止に係る経過措置）
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の長与町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第3条第3項の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。